

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日、
翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保安林の指定の解除予定（森林保全課）
土地収用法による事業の認定（管理課）
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集（総務課）

告 示

鳥取県告示第六百六十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年八月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字杉地字大口ノ上ミ四三八から四四〇まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百六十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年八月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

北條町

二 事業の種類

北条町立北条中学校（仮称）新設事業

三 起業地

- 1 収用の部分 東伯郡北条町大字土下字沖田及び字繩手下並びに大字 国坂字平田及び字今井手地内
- 2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所 北條町役場

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成五年八月十三日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

- 一 日時 平成五年八月十八日(水) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 三 議題
- 1 市町村教育委員会教育長の承認について
- 2 その他

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む。)】